

II
高
齡
者

〔事例〕

(4) 高齢の夫の妻への暴力

田中幹夫

〔キーワード〕

高齢者虐待防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

障害者虐待防止法 民生委員法 民法 個人情報保護法

〔事例の内容〕

甲市の民生委員Aは、近所に住む無職のB（六六歳）が身体障害者手帳を持つ妻C（六五歳）に対し日頃殴る蹴るの虐待をしているという噂を聞いていたが、かかわり合いを避けてきた。

BとCの家はB所有の一戸建てで、息子Dと三人で住んでいたところ、Dは一〇年前に結婚して別の市に住み、ほとんどB、Cの家には寄り付かなかった。

民生委員Aの妻Eは、ある日たまたまBの家の前を通ったとき、家の中からBの激しい怒声を聞き、思わず玄関で中の様子を窺った。

すると、中からDが出てきてEを詰ったが、Eが「いったい何があったのですか」と尋ねたところ、「Cが相

続放棄の書類に判を押さないから父が怒ったのです。」と答えた。

その後、気になって E が調べたところ C は後妻で D と血縁関係がないことがわかったが、甲市の相談課へ行つて「B が C を虐待している」と知らせた。相談課の職員は「C の施設入所も考えたらどうですか」と言つて老人福祉課で相談するよう勧めた。

これまでの経緯の中から法律問題を指摘し、A、E、相談課職員の対応も議論しよう。

〔本事例の検討〕

一、民生委員にどういう人がなり、どのような仕事をしている人か先ず考えてみよう。

民生委員法（以下「法」という）第一四条は民生委員の職務として次のことを定めている。

一項

(一) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。

(二) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと

(三) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと

(四) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

(五) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係行政機関の業務に協力

すること。

二項

前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う

すなわち、民生委員は地域における住民の福祉に関する幅広い職務を持っているのであって、だからこそ、社会福祉の精神と人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めることが求められている（法一、二条）。それでは大へん重要な仕事だからさぞや厳格な選定が行われていると思うだろうが、実はそうではない。

民生委員は都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する（法五条）ことになっているが、同知事は市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦するのである。

そして、民生委員推薦会は「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意ある者」を推薦しなければならぬ（法六条）。

民生委員は、以前には「名誉職」であり給与を支給しないと定められていたが、現在は「名誉職」の規定をはずし、無給の点だけが残っている。

はたして、これで理想的な民生委員を確保できるかという問題点があるが、その点はさておき、民生委員選任の実状は極めてお寒いものである。

すなわち、民生委員の推薦は地区の民生委員が代々後任を推薦し、そこから提示された候補者を、地方社会福祉審議会が書面を見るだけで何ら審議することなく「候補者として適切である」との意見書を市町村の民生委員推薦会を通じて都道府県知事に提出するのである。

法五条は一応の手續を定めているものの、実体は茶番ともいえるもので空虚な手續が多く、地方自治体で永年繰り返されている。

二、この事例では、民生委員AがCに対し何ら援助を図ることなく拱手傍観していたが、Aの妻EがたまたまBのCに対する虐待を知ったわけである。そこでEは甲市役所の相談課へ以上の事件を知らせに行ったのだが、Aは何もしてない。高齢者虐待防止法七条一項には「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険を生じている場合は速やかに、これを市町村に通報しなければならない」とあり、同法五条は「高齢者の福祉に職務上関係ある者」に虐待の早期発見につき努力義務を課しているから、民生委員であるAには虐待の通報義務があったと思われる。

ただし、事例ではCが危険な状況にあるか否かが不明なのであるが、Aは地域に住んでいるのであるから、もっと親身になって調査すべきであったろう。実際には、民生委員の仕事をその配偶者が手助けしていることが多く、この事例もEが通報しているが責任はAにあることをAは自覚しなければならぬ。

三、障害者虐待防止法七条にも「虐待通報」について高齢者虐待防止法と同じく通報義務の規定があるが、前者が「努めなければならない」としているのに対し、後者は「通報しなければならない」とし、後者が「生命又は身体に重大な危険を生じた場合」に通報義務を定めていることと大きく異なっている。Cは身体障害者であるから、BのCに対する激しい怒声を聞いて虐待と考えて通報したことは、むべなるかなである。

民生委員は障害者の福祉に関する事務を処理する部局その他関係機関といえる（障害者虐待防止法六条）から、やはりより強い通報義務があると考えたい。

もっとも、民生委員が義務を怠っても罰則規定はなく、職務怠慢により市民から損害賠償を求められた事例も知

られていない。法一条二号は職務を怠った場合の解雇を定めているが、この事例も知られていない。

四、虐待者が誰でもその者が養護者であるか、という問題点はあるが、高齢者虐待防止法でも障害者虐待防止法でも「虐待を受けたと思われる」高齢者や障害者を対象としているからEが「BがCを虐待している」と通報したとしても問題はない。通報者であるEは、高齢者虐待防止法八条や障害者虐待防止法八条によって保護される。法一条は「その身上に関する秘密を守」る義務が課されているが、もしAが通報しても正当な理由があるので守秘義務違反にはならないだろう。

しかし、EがCとDとの身分関係を調べたことは気になる。民生委員Aの名義でもってしても市役所は個人情報である身分関係を明かしたり戸籍謄本などを交付すべきではない。

五、甲市の相談課職員も職責を尽くしているとはいえない。虐待事案と受け止め速やかに当該本人の安全の確認と通報にかかる事実確認をとる必要がある。(高齢者虐待防止法九条一項、障害者虐待防止法九条一項)。そして重大な危険が生じているおそれがあるときは各同法条二項に基づき措置をとらなければならないのである。

六、「Cが相続放棄の書類に判を押さない」ことでBが怒ったことは法的知識がある者にとってはナンセンスであろう。相続の生前放棄は無効だからである。しかし、CはBの財産を相続できないと言われれば老後が心配である。簡単な法的知識は民生委員も身に付けCを安心させなければなるまい。ともあれ、BはCに脅迫と強要をしたことにより、当該行為につき刑法法の適用を受けざるを得ない(刑法二二二条一項、同法二二三条一項)。しかしCを当面救済するための手立てとしては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による保護を受けるべく各都道府県にある「配偶者暴力相談支援センター」を訪ねよう。事案の内容により必要な保護を受けることを勧められるだろう(同法七条、九条の二、一〇条)。

なお、BがCに対し虐待をしていたならば当然不法行為（民法七〇九条）であり、相續放棄を求めらるる行為を含めて「婚姻を継続し難い重大な事由」があることを離婚原因（民法七七〇条一項五号）として裁判により離婚と慰謝料の請求をすることもできる。

「もつと論点を深めるために」

- 一、民生委員Aの態度に問題はないか。民生委員の妻が實際上仕事をしていることについてどう考えるか。民生委員の任命方法と資格も調べよう。
- 二、上記虐待防止法の「通告」について検討しよう。
- 三、息子Dの態度と発言に関して、不審な点はないか。
- 四、Eは個人情報保護法違反になるか、甲市相談課職員の対応としては、どうしたらよいか。
- 五、行政の相談窓口は、いかなる権限と義務があるのか。